

学校経営

Ⅰ 学校経営の基本方針・教育目標

- (1) 諸法令に基づき、民主的で文化的な国家・社会と福祉に貢献できる人間の育成を目指す。
- (2) 全教職員が教育公務員としての自覚を持ち、協同し、調和がとれた統一のある学校づくりを行う。
- (3) 児童の実態と地域の特色を踏まえ、一人一人が大切にされた人間尊重の精神で、心豊かな児童の育成を推進する。

【めざす子ども像】～自考する子ども～

すすんで学ぶ子……基礎・基本を身につけ、自分で考え行動する子ども
心豊かな子……命を大切にし、思いやりを持って助け合う子ども
たくましい子……目標に向かって粘り強く頑張る子ども



【学校教育目標】 「次代を担う心豊かな子どもの育成」

【めざす学校像】

- ・一人一人が大切にされ、生き生きと活動できる学校
- ・基礎基本を身に付け、学ぶ意欲が持てる学校
- ・学習環境が整い、進んで学習に取り組める学校

【めざす教職員像】

- ・子どもの心の理解に努める、人間性豊かな教職員
- ・心身ともに健康で向上心があり、研修を深め続ける教職員
- ・公教育に携わる使命感と責任感があり、保護者と地域の方々に信頼される教職員

2 今年度の経営目標及び重点課題と解決に向けた取り組み

(1) 適正な学校運営の確立

- ①学校経営方針の具現化を図るために組織体制の構築や人材育成を図る。
- ②企画委員会では、職員会議の議題の整理や学校運営上の諸問題及び提案内容の検討を行い、方針を示す。
- ③校務分掌の責任者を明確にするとともに、教員の特性、能力を生かし、適材配置を図る。

(2) 学力向上及び学習指導の充実

- ①学習指導要領に則し、適正な教育課程を編成するとともに、学習指導要領に示された内容を適切に指導していく。
- ②学習指導要領に則り、第5, 6学年の外国語科及び第3, 4学年の外国語活動実施と、適切な評価をするにあたり、研修や授業研究を充実させ、外国語教育の推進に取り組む。
- ③教職員のICT活用指導力の向上を図り、各教科においてICT等を適切に活用した学習活動の充実を図る。
- ④学力向上部を中心として、組織的・計画的に研究を行う。研究内容及び教科を設定して外部講師を招聘し、研究授業及び公開授業を行う。

基礎基本の定着を踏まえて学力向上に向けた取組に努める。

「低中高各1回、指導案検討、事前授業、研究授業を実施し、全体で取り組む」

○研究教科・・・今年度は算数科を中心教科とし、各教科指導を通して授業力向上を目指す。

○研究主題及び目標を明確にする。

テーマ「すすんで学び、次につながる力の育成を目指して

～協働的な学びを活かした授業づくり～」

- 全体研修会、校内研究授業、公開授業等、講師からの指導助言をもとに、協働的な学びを目指す。
- 大阪府及び枚方市が実施する研修会等に積極的に参加する。
- 経験の浅い教職員が学びやすい雰囲気や機会を設定し、学校として育成していく。
- ⑤学力向上部を中心として、全国学力・学習状況調査等で明らかになった課題を基に「学力向上プラン」を作成し、「確かな学力」を育成する。
 - ・実践的指導力の向上を図るため指導の工夫・改善を行う。
 - ・授業においては「めあて」や「まとめ」の提示や見通しを立てて学習し、振り返ったりする活動を取り入れる。(「Hirakata 授業スタンダード」(第3版)に基づいた取り組みの推進)
 - ・学力の定着状況を把握するとともに指導方法の改善や評価活動を充実させるため学年末テスト等を実施する。
 - ・家庭学習の定着に向け、全学年で自学自習ノートに取り組み、「家習の手引き」を配布するなど自学自習力育成を図る。
- ⑥「全国体力運動能力、運動習慣等調査」等の結果を分析し、本校の体力状況に合わせた「体力向上推進計画」を作成して「運動能力向上」に向けた取り組みを行う。

○保健体育部を中心として、体力向上の取り組みを計画的に進める。

・児童に外遊びの奨励をする。※年間計画を立てて、年間の「遊び」を具体化する。

⑦個に応じた指導を充実させるため、きめ細やかな指導や習熟の程度に応じた指導を行う。

⑧朝の時間を系統的に取り組む。

○朝学習 月 フリー ・火:算数 ・水:読書 ・木:算数 ・金:フリー

国語…漢字の学習、文字の練習、新聞プリントなど

算数…AIドリル、ドリルプラネット、ミニプリントなど

フリー…国語・算数・読書など クラスの実情に合わせて取り組む。

※市から提供される「学習コンテンツ」や府「力だめしプリント」等を有効活用していく。

⑨学校司書を活用して発達段階に応じた読書活動を推進する。

⑩小中連携の推進として「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」のバランスの取れた「生きる力」を育むため、中学校区で「めざす子ども像」を共有して義務教育9年間を見据えた取り組みを進める。これまでに共有してきた「学習規律の確立」「学びの連続性」を踏まえ、さらに組織的・計画的に取り組むを進め「授業スタイル」の共同研究、合同授業研究・協議会を実施する。

⑪「幼保こ小連携」架け橋プログラムを推進すべく、就学前園児の体験見学会や教員の園訪問などを行う。入学後は学校での習慣を浸透させるとともに、低学年から学習習慣の積み上げを行う。

⑫キャリア教育については、幼児期の教育から中学校卒業後の教育への連続性も視野に入れ、義務教育9年間の教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育の充実を図る。その際、小学校から高等学校までの学びのプロセスを振り返って蓄積することができるキャリア・パスポート等の活用を図っていく。

(3) 人権教育の推進

①本市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育全体計画・年間計画を作成し、組織的に取り組み、推進していく。

②改善傾向にある課題「自尊感情の低さ」に対して、本年度も人権教育の重要課題として取り組み、児童のお互いを大切にする意識と態度を養い、心豊かな子どもの育成に取り組む。

③教職員一人一人が、豊かな人権意識・感覚を持って教育活動を推進できるよう、「人権情報ガイド ゆまにてなにわ」等の活用を図る。

④発達段階に応じて在日外国人教育や平和教育・同和教育・男女平等教育等に取り組む。

⑤教職員の人権意識を研ぎ澄まし、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」等を活用した教育活動を展開する。

(4) 支援教育の推進

①支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、全校的な支援体制の下で教育活動を進める。なお、ケース会議等ではスクールソーシャルワーカーと連携し、その内容については全教職員で共通理解を図り取り組む。

②障害のある児童一人一人に応じた教育課程を編成し、個に応じた指導の充実に努める。

- ③インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障害のある児童の自立をめざし、まわりの子どもとともに育ち合えるように努める。
- ④支援学級設置申請や計画書に基づき、適切に実施・運営を行う。
- ⑤学校のユニバーサルデザインを推進する。

(5) 道徳教育の推進

- ①学習指導要領に基づいた全体計画・年間計画を全教職員の共通理解のもと作成する。
- ②すべての学級で「道徳科」を年間35時間（小1は34時間）以上確保し、それぞれの学年で新学習指導要領に示されたすべての内容項目を指導する。
- ③道徳教育の充実の具現化として清掃活動に取り組む。
- ④道徳科の指導については、質の高い多様な指導方法や評価の在り方について、児童の発達段階や特性を考慮し、組織的・計画的に研究を深めていく。

(6) 生徒指導上の諸問題の解決

- ①いじめ、不登校等の生徒指導上の問題について、生徒指導主担者を中心とした組織的な生徒指導体制により適切な指導に取り組む。
- ②いじめ、不登校等の諸問題を早期発見するために調査を実施するとともに、児童が安心して登校できる学校づくりに努める。
 - 本市及び本校いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめ・不登校問題検討委員会を中心に組織的に取り組む。
 - いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で指導し、保護者との連絡を密にしながら未然防止や早期発見・早期対応に取り組む。
 - 児童・教職員・保護者が一体となり不登校・児童虐待の早期発見・早期対応に取り組む。
 - 教職員のカウンセリングマインドを向上させるとともに心の教室相談員等の専門家を活用し、児童・保護者への相談活動の充実を図る。
- ③人権尊重の理念に基づいた指導のあり方の研究を進めるとともに関係諸機関との連携を図る。
 - 児童の自尊感情を高め、豊かなつながりを生み出す学級・学年集団づくりに努める。
 - 幼稚園・保育所（園）・近隣小学校・校区中学校や関係諸機関との連携を密にする。
- ④児童にとって「行きたい学校」となるよう、全教職員が児童の心に寄り添う。
 - 異学年児童同士が関わり合う場を設定して交流活動をもち、共に育つ仲間意識を育成する中で、豊かな人権感覚と自他尊重の精神を育てる。
 - 言語環境を整える。
- ⑤基本的な生活習慣の確立
 - 環境・美化指導部会を中心に校内美化活動（掃除の指導）を徹底する。
 - 生活目標を決め、全校で取り組む。

(7) 小中一貫教育推進及び保・幼・小の連携

- ①発達段階に応じた「授業スタイル」の共同研究及び合同授業研究・協議会を実施する。
- ②中学校ブロックの小小連携に努め、同じ中学校に進学する子どもの家庭学習等においても統一した取り組みを図る。
- ③「幼保こ小連携」架け橋プログラム推進の一環として、就学前園児の体験見学会や教員の園訪問などを行い、円滑な引継ぎを目指す。
- ④事務連携を推進し、中学校ブロックが一体となった教育環境づくりに取り組む。

(8) 安全教育・防災教育

- ①自然災害・学校自己、交通事故・不審者の侵入等から児童を守るため、安全教育を充実させる。
 - 危機管理に対する教職員の意識を高めるため、定期的な注意喚起と研修会を行う。
 - 児童の発達段階に応じて、自ら危険を回避する力の育成に努める。
- ②登下校時および課業時間の安全確保については、保護者・地域・関係諸団体の協力を得ながら積極的に取り組む。
 - 登下校時には、地域・保護者の協力を得て安全確保を徹底する。
 - 校門等は安全監視ボランティア及び安全監視員等の協力を得て適切な開閉を行う。
 - 教職員の常時名札着用を徹底する。
 - 遊具等は、毎月点検を行い、必要がある都度、修理する。
- ③9月の880万人訓練に合わせて、全校で防災教育に取り組むとともに、適宜、適切な防災・防犯教育を実施する。
- ④水泳指導時における管理体制を確立する。
- ⑤校外での不審者や危機対応について学校体制を確立する。
 - 不審者等情報について地域との共有を図り、連絡体制を確立する。
- ⑥地震や風水害等に対する避難訓練を行い、児童の安全確保に努める。また、万一の事態に備え、保護者の協力を求めて引き渡し訓練を実施する。
- ⑦学校の立地条件の実情を踏まえ、防災教育に対する意識を高めるとともに防災組織の構築を進める。

(9) 家庭・地域と連携した「開かれた学校」づくり

- ①学校教育自己診断を踏まえ、学校運営の改善を図る。
- ②体験学習のゲストティーチャーに地域等外部人材の積極的な活用を図る。
- ③土曜授業または参観を活用し、保護者・地域に授業等を公開する。
- ④コミュニティスクールを実施し、学校運営に保護者・地域が参画する体制づくりに努める。
 - 「授業評価」については授業改善に役立てる。
- ⑤「学校通信」や「ホームページ」「ブログ」等を通して学校情報を迅速に提供する。
- ⑥不祥事防止について研修会等を行い、教職員の問題意識を高めるとともに、保護者や地域の信頼を高める。